

## 第3部 基本計画



## 第3部 基本計画

### 第1章 基本計画の位置づけと構成

基本計画は、基本構想に掲げた将来像の実現に向けて、分野ごとの施策を体系的に定め、現状や課題を明らかにし、施策ごとの基本的な方向性を示したものです。

計画期間は5年間で、基本構想の計画期間10年間のうち、平成24年（2012年）度を初年度とし、平成28年（2016年）度を目標年次としています。

この基本計画は、施策の大綱に即した総合的な施策体系による基本目標別計画と基本構想を推進するための施策、戦略的・横断的に推進する基本計画プロジェクトによって構成されています。

#### 基本構想（計画期間 10年）

基本理念 自立と連携

将来像 ひとが輝き みんなでつくる 安心と活力のまち はむら

施策の大綱

基本目標1 生涯を通じて学び育つまち

基本目標2 安心して暮らせる支えあいのまち

基本目標3 ふれあいと活力のあふれるまち

基本目標4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち

基本構想を推進するために

#### 基本計画（計画期間 5年）

##### 1 基本計画プロジェクト

はむらの「絆」プロジェクト

##### 2 基本目標別計画

###### 基本目標1

子ども・生涯  
学習の分野

###### 基本目標2

福祉・健康の  
分野

###### 基本目標3

市民生活・産  
業の分野

###### 基本目標4

環境・都市整  
備の分野

##### 3 基本構想を推進するために

基本構想を推進するために

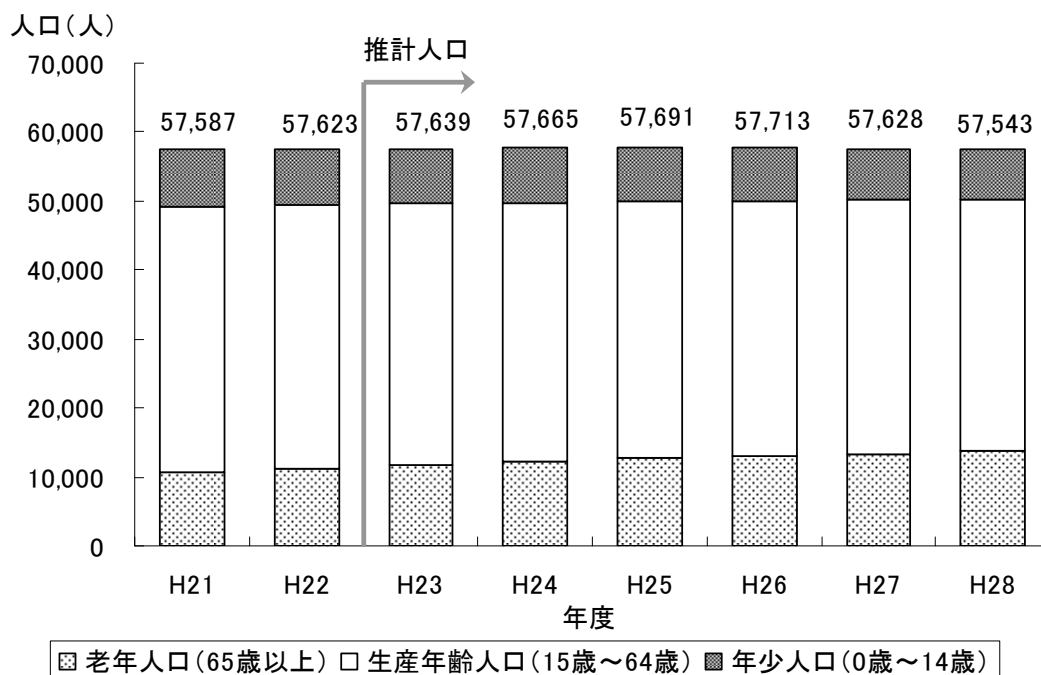
#### 実施計画（計画期間 3年間）

## 第2章 計画のフレーム

### 第1節 人口推計

平成24年(2012年)度から平成28年(2016年)度の年度別の人口推計は下図のとおりです。計画期間内の市の総人口は57,000人台でほぼ横ばいとなる見通しで、計画期末の総人口は57,543人と見込まれます。65歳以上の老年人口は増加が続き、計画期末では13,680人となる見込みです。

第五次長期総合計画 基本計画の計画期間中の推計人口(年齢3区分別)  
(外国人登録人口を含む)



区分	実績		推計					
	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
年少人口 (0-14 歳)	8,311 14.4%	8,214 14.3%	8,051 14.0%	7,921 13.7%	7,791 13.5%	7,660 13.3%	7,501 13.0%	7,342 12.8%
生産年齢人口 (15-64 歳)	38,520 66.9%	38,318 66.5%	37,898 65.8%	37,587 65.2%	37,276 64.6%	36,959 64.0%	36,740 63.8%	36,521 63.5%
老年人口 (65 歳以上)	10,756 18.7%	11,091 19.2%	11,690 20.3%	12,157 21.1%	12,624 21.9%	13,094 22.7%	13,387 23.2%	13,680 23.8%
総人口	57,587	57,623	57,639	57,665	57,691	57,713	57,628	57,543

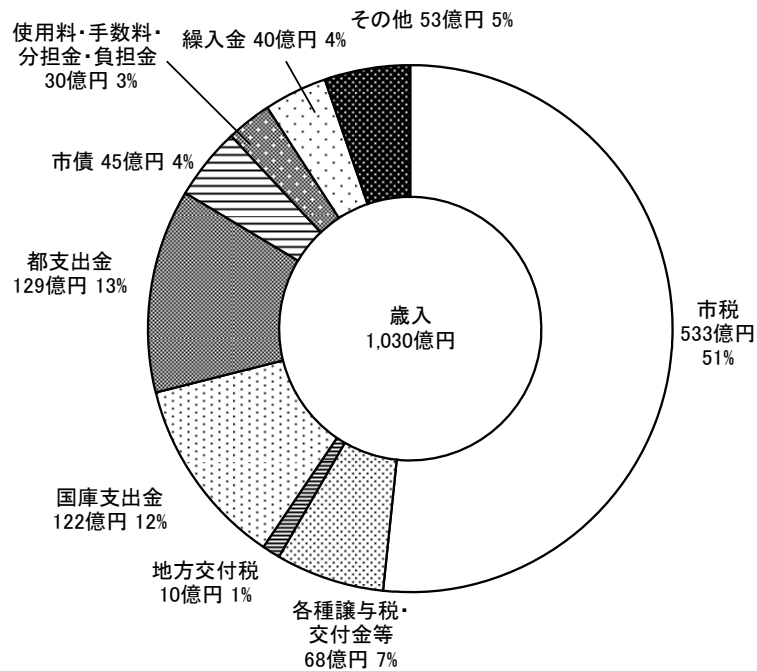
※各年度1月1日現在

## 第2節 財政フレーム

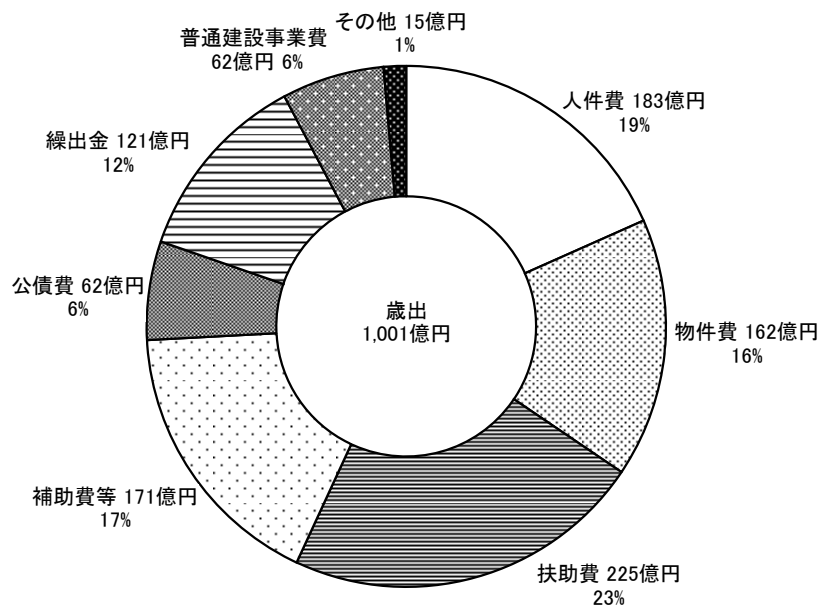
### 1 第四次長期総合計画後期基本計画期間の歳入・歳出

第四次長期総合計画の後期基本計画期間である平成19年(2007年)度から平成23年(2011年)度における5年間の普通会計歳入・歳出の合計額は下記のとおりです。

歳入の合計（平成19年度～平成23年度）



歳出の合計（平成19年度～平成23年度）

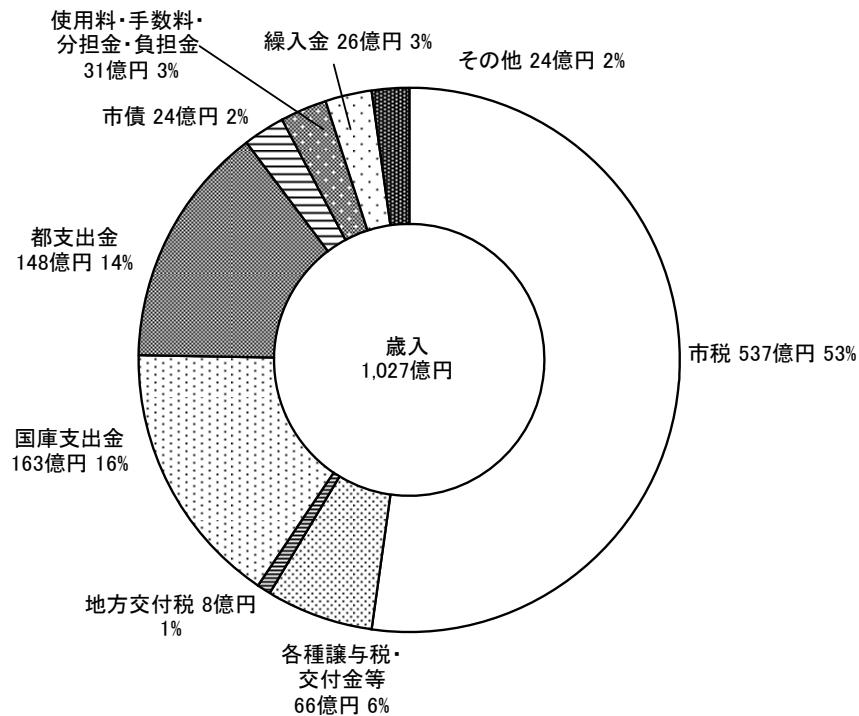


※ 平成19年度～平成22年度は決算、平成23年度は当初予算

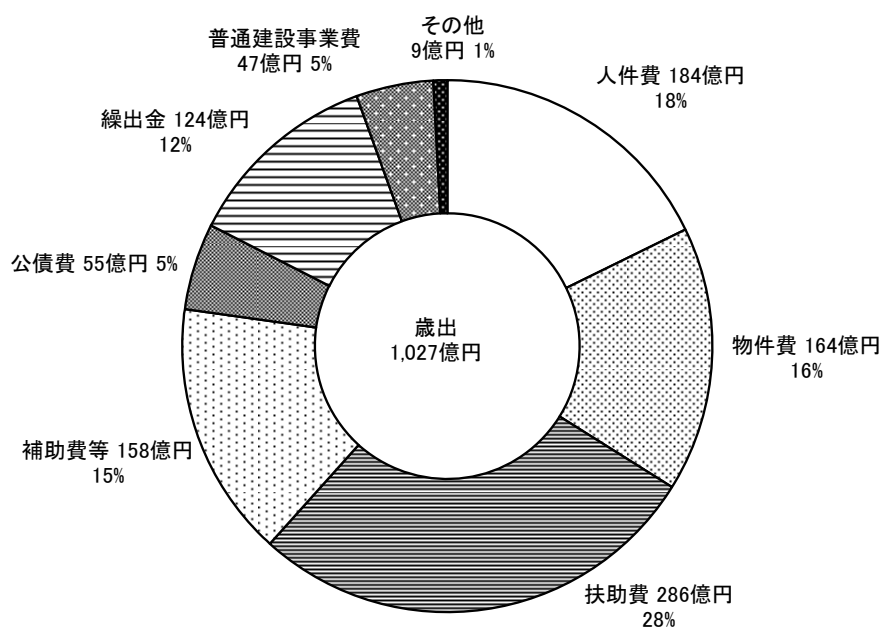
## 2 財政推計

第五次長期総合計画の前期基本計画期間である平成24年(2012年)度から平成28年(2016年)度における5年間の普通会計歳入・歳出予算の推計額は下記のとおりです。

### 歳入の推計（平成24年度～平成28年度）



### 歳出の推計（平成24年度～平成28年度）



### 歳出経費の用語説明

項目	具体的な内容
人件費	報酬、給料、諸手当、年金等、勤労の対価として支払われる一切の経費
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の、地方公共団体が支出する消費的性質を持つ経費の総称
扶助費	高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な扶助（援助）に要する経費
補助費等	各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金など
公債費	市が借り入れた市債の元利償還金など
普通建設事業費	道路、橋りょう、学校、公園、庁舎等の社会資本の整備に要する投資的な経費
繰出金	普通会計から特別会計に支出される経費





# 基本計画プロジェクト

## 第3章 基本計画プロジェクト

～みんなが進める～

### はむらの「絆」プロジェクト

～すべての人がつながる「安心と活力のまち」を目指して～

#### 1 基本計画プロジェクトの趣旨

市の新たな将来像を実現していくためには、施策の大綱に即して、総合的なまちづくりを推進するとともに、戦略的な視点から、今、特に横断的に取り組むべき課題に対し、市民・事業者・行政が一丸となって対応していく必要があります。

平成23年3月に起きた東日本大震災は、市民生活や市政運営にも大きな影響を与え、市民や行政のこれまでの認識を超えた様々な課題を明らかにしています。

まさに、基本理念として掲げた「自立と連携」の重要性、地域の人と人とのつながりの大切さを改めて浮き彫りにしました。

こうした教訓も踏まえ、今こそ、地域の絆を強め、市民生活の真の豊かさと安心を確かなものとしていく必要があります。地域の絆は、市民生活に安心をもたらし、市民の活動や生きがいつくりの場となり、地域の活力の基盤となります。

そこで、この第五次羽村市長期総合計画の前期5年間のまちづくりにおいて、基本目標の枠組みを超えた『はむらの「絆」プロジェクト』を掲げ、将来像の実現を牽引していくこととします。

#### 2 基本計画プロジェクトの構成

『はむらの「絆」プロジェクト』は戦略的な4つの視点のもと、46のプロジェクト推進事業で構成されています。

プロジェクト推進事業は、4つの視点に立って事業を実施することで、より効果を発揮するものを基本計画に掲げた主な事業から抽出しています。

### 3 はむらの「絆」プロジェクトの概要

ひとが輝き みんなでつくる 安心と活力のまち はむら

～みんなで進める～

## はむらの「絆」プロジェクト

～すべての人がつながる「安心と活力のまち」を目指して～

4つの視点

みんなの

### 「絆」が力に

地域の絆がまちを元気にします

みんなが

### 「絆」を支える

地域活動の出番と活躍への一歩です

みんなを

### 「絆」で結ぶ

だれもが孤立することなくつながります

みんなの

### 「絆」を育む

地域の絆が育つ土壌をつくります

#### 4 プロジェクト推進事業

みんなの「絆」が力に“地域の絆がまちを元気にします”

地域で活躍する多様な主体による活動を促進し、地域の力を高めます。

- No.01 地域活動団体（青少年対策地区委員会等）への支援 【4 - 3】
- No.02 生涯学習センターゆとろぎ市民協働事業の推進 【5 - 1】
- No.03 国民体育大会の開催とスポーツの推進 【5 - 6】
- No.04 社会教育関係団体の活動の充実に向けた支援 【5 - 10】
- No.05 地域自立支援連絡会の運営 【8 - 2】
- No.06 町内会・自治会活動への支援 【12 - 1】
- No.07 地域活動団体連携協議会の設置・運営 【12 - 7】
- No.08 市内事業者との応援協定（災害時）の締結 【14 - 3】
- No.09 市民防犯活動の支援 【16 - 3】
- No.10 地域商業への支援 【19 - 2】
- No.11 商工会活動への支援 【19 - 4】
- No.12 商店会等の活性化 【19 - 5】
- No.13 各種イベントの充実 【22 - 3】

みんなが「絆」を支える“地域活動の出番と活躍への一歩です”

だれもが地域の一員として、持てる力を発揮して、住みよい地域づくりの担い手となれるよう多様な機会の提供や支援を行っていきます。

- No.14 アクティブシニア向け講座等の充実 【7 - 2】
- No.15 インターネットを活用したソーシャルネットワークづくり 【12 - 3】
- No.16 NPO法人等の設立・活動支援 【12 - 4】
- No.17 市民活動センターの運営 【12 - 5】
- No.18 協働事業の市民提案制度の実施 【12 - 6】
- No.19 外国人市民への日本語指導等の充実 【13 - 6】
- No.20 消防団員の確保 【14 - 7】
- No.21 援農ボランティア制度の運用の充実 【20 - 4】
- No.22 緑地保全活動の支援 【23 - 5】
- No.23 公園ボランティア等の支援 【30 - 4】
- No.24 多様な市民参画の推進 【34 - 2】

みんなを「絆」で結ぶ“だれもが孤立することなくつながります”  
だれもが孤立することなく、つながることができる機会を充実します。

- No.25 子どもや家庭への相談支援の集中化 【1 - 3】
- No.26 子育てひろば事業の拡充 【1 - 6】
- No.27 スクールソーシャルワーカーの充実 【3 - 5】
- No.28 子ども・若者支援地域協議会の設置 【4 - 4】
- No.29 民生・児童委員（社会福祉委員）活動の支援 【6 - 2】
- No.30 小地域ネットワーク活動の支援 【6 - 3】
- No.31 福祉サービス総合支援事業 【6 - 4】
- No.32 社会福祉協議会の支援 【6 - 5】
- No.33 要介護者等の相談支援事業 【7 - 3】
- No.34 相談支援事業（障害者福祉） 【8 - 3】
- No.35 男女共同参画の推進 【13 - 4】
- No.36 多文化共生への理解を深める講座等の実施 【13 - 5】
- No.37 災害時の情報伝達手段の強化 【14 - 4】
- No.38 市民相談の充実 【34 - 7】

みんなの「絆」を育む“地域の絆が育つ土壌をつくります”  
人の交流や連携に配慮し、地域の絆が育まれる土壌をつくります。

- No.39 地域防災計画の見直し・推進 【14 - 1】
- No.40 羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進計画の見直し 【16 - 1】
- No.41 都市計画制度を活用した土地利用の規制・誘導 【26 - 1】
- No.42 羽村駅西口土地区画整理事業の推進 【27 - 1】
- No.43 コミュニティバスはむらん運行の充実 【28 - 3】
- No.44 市道第 101 号線・102 号線道路改修事業 【29 - 1】
- No.45 双葉町地区の公園の整備 【30 - 1】
- No.46 市民にわかりやすい広報紙づくり 【34 - 4】

※例【7 - 2】：事業名の末尾にある番号は、基本目標別計画に示す【施策番号—事業番号】です。



# 基本目標別計画

## 第4章 基本目標別計画

### 第1節 施策の体系

#### 基本目標1 生涯を通じて学び育つまち

【子ども・生涯学習の分野】

##### 基本施策1 子育て支援と保育・幼児教育の充実

- 施策1 子育て
- 施策2 保育・幼児教育

##### 基本施策2 学校教育の充実と次代を担う子ども・若者の育成

- 施策3 学校教育
- 施策4 子ども・若者

##### 基本施策3 生涯学習の推進

- 施策5 生涯学習

#### 基本目標2 安心して暮らせる支えあいのまち

【福祉・健康の分野】

##### 基本施策1 助けあい支えあう福祉社会の実現

- 施策6 地域福祉
- 施策7 高齢者福祉
- 施策8 障害者福祉
- 施策9 生活福祉
- 施策10 社会保険

##### 基本施策2 安心を支える健康づくりと保健・医療の充実

- 施策11 保健・医療



### 基本目標3 ふれあいと活力のあふれるまち

【市民生活・産業の分野】

#### 基本施策1 ともにつくる住みよい地域社会の実現

- 施策12 市民活動
- 施策13 共生社会
- 施策14 防災
- 施策15 交通安全
- 施策16 防犯
- 施策17 基地対策

#### 基本施策2 地域とともに歩む魅力ある産業の育成

- 施策18 工業
- 施策19 商業
- 施策20 農業
- 施策21 消費生活
- 施策22 観光

### 基本目標4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち

【環境・都市整備の分野】

#### 基本施策1 未来につなぐ環境都市の実現

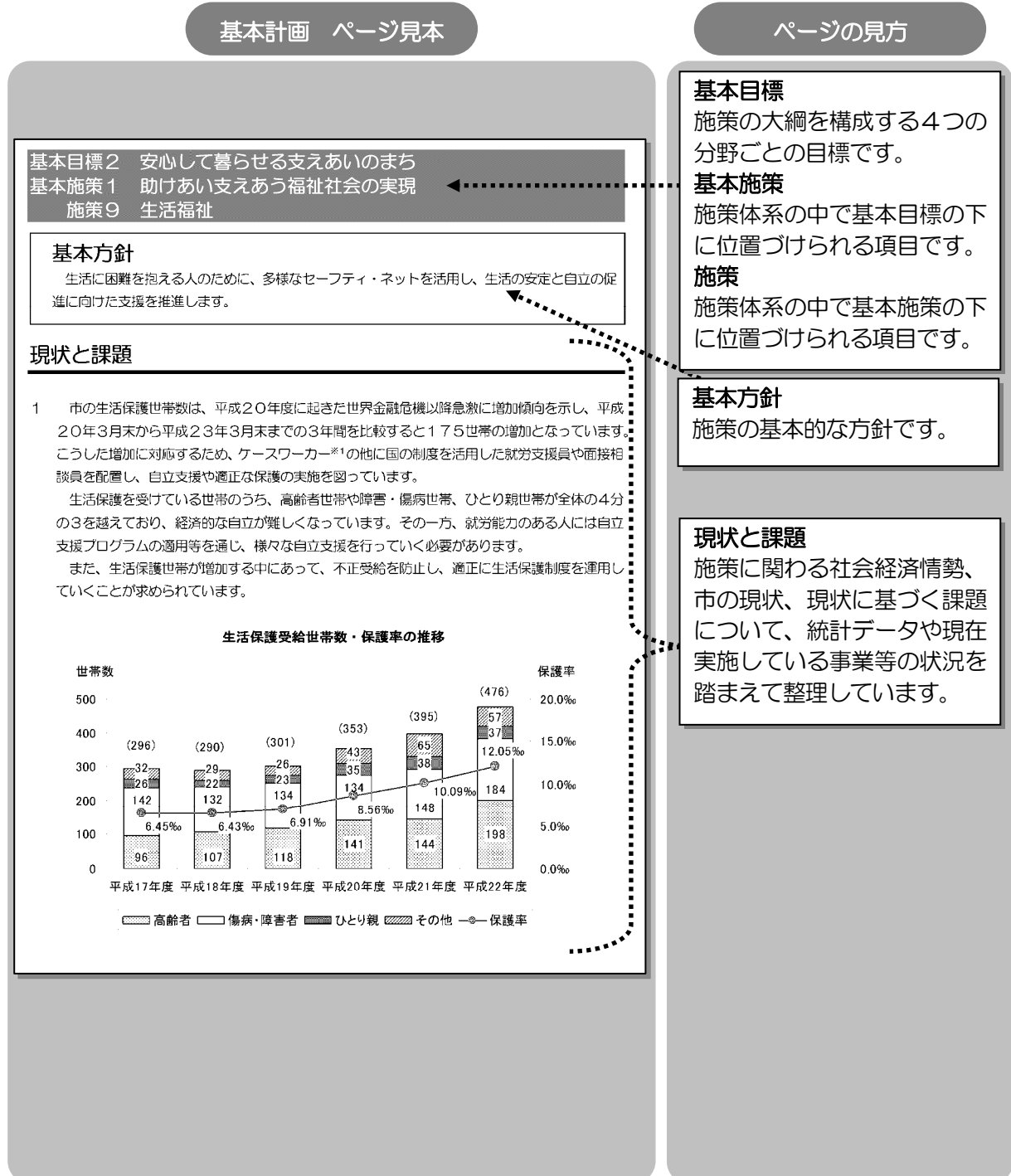
- 施策23 自然環境
- 施策24 都市環境
- 施策25 循環型社会

#### 基本施策2 自然と調和した安全で快適な都市の形成

- 施策26 土地利用
- 施策27 都市基盤整備
- 施策28 公共交通
- 施策29 道路
- 施策30 公園
- 施策31 住宅
- 施策32 上水道
- 施策33 下水道

## 第2節 基本計画のページの見方

基本計画のページは下記の構成となっています。



基本目標2 安心して暮らせる支えあいのまち  
 基本施策1 助けあい支えあう福祉社会の実現  
 施策9 生活福祉

今後の方向性

1 生活の安定と自立に向けた支援

- 1) 生活保護を必要とする人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障します。
- 2) ケースワーカー等による支援を通じ、就労可能な生活保護受給者に対しては、自立支援プログラムを作成し、経済的自立を促します。また、日常生活の自立や社会生活の自立が必要な生活保護受給者については、様々な援助や支援を行います。
- 3) 不正な生活保護の受給を防止し、適正な制度運用を推進します。

主な事業

	事業名	事業内容
1	生活保護受給者の就労指導事業	生活保護受給者に対し、ケースワーカーや就労支援員による就労指導を強化します。
2	面接相談員の配置	生活保護受給者の急増に対応するため、国の強化事業を活用し、専任の面接相談員を配置して、適正な制度運用を図ります。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	就労指導による就労件数	7件 (平成22年度)	10件

今後の方向性

基本方針に基づき、現状と課題を踏まえ、市が今後目指すべき課題解決のための方向性を整理しています。

主な事業

基本方針に即した課題解決に必要な主な事業を示しています。

目標指標

施策ごとの目標達成状況を数量的に評価するために設定しています。  
 現状の数値と平成28年度に実現を目指す目標値を掲げています。



# 基本目標 1

## 生涯を通じて学び育つまち

### 【子ども・生涯学習の分野】

#### 基本目標 1 生涯を通じて学び育つまち

【子ども・生涯学習の分野】

##### 基本施策1 子育て支援と保育・幼児教育の充実

- 施策 1 子育て
- 施策 2 保育・幼児教育

##### 基本施策2 学校教育の充実と次代を担う子ども・若者の育成

- 施策 3 学校教育
- 施策 4 子ども・若者

##### 基本施策3 生涯学習の推進

- 施策 5 生涯学習



## 基本方針

すべての子どもが良質な成育環境のもとで、健やかに育つことができるよう支援を行います。また、市民、関係機関、事業者等と連携して、地域全体で子育て家庭を支援する環境を整備します。

## 現状と課題

- 1 核家族化の進行や近隣関係が希薄化する中で、家庭の養育力や教育力の低下が指摘されています。また、地域における子育て家庭を支援する力が弱まるなど、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化しており、悩みや不安を抱えながら子育てをしている家庭が増加しています。  
このため、市では、子育て相談や子育て講座の実施のほか、手当の支給や医療費助成など、児童を養育する家庭に対する経済的支援等を行い、子育て家庭の不安感や負担の軽減に努めてきました。また、養育が困難な家庭やひとり親家庭等の課題を抱えた家庭への支援も行ってきました。  
しかし、生活スタイルや価値観がますます多様化し、また女性の就業促進が期待される社会の中で、子育ての楽しさを実感でき、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備がさらに求められています。  
また、子育ての不安から児童虐待等につながらないように、家庭や子どもたちへの見守り体制の強化も重要となっています。
- 2 市では、地域全体で子育て家庭を支援するため、親同士の交流の場の提供や市民ボランティアの育成事業等を実施してきました。また、養育に課題を抱える家庭の子どもが虐待を受けたり、非行などに陥ったりすることがないように、関係機関との連携による見守りを行ってきました。  
今後も、市民や地域で活動する各種団体が連携して子育て家庭を支援し、子育てしやすいまちにしていくことが求められています。また、児童虐待等への適切で迅速な対応を図るため関係機関との連携の強化が求められています。

## 今後の方向性

### 1 子育て家庭へのサービスの提供

- 1) 乳児のいるすべての家庭に対して、専門的知識を持った職員が訪問し、育児に不安のある保護者からの相談を受けるとともに、養育が困難な状況にある家庭に対しては、専門的な相談や育児のサポートをしていきます。
- 2) 子育てに関する相談事業の充実、親の学習機会や子育て情報の提供等により、家庭の養育力や教育力の向上を目指します。
- 3) 子育て家庭に対する迅速で適切な支援を行うために、子ども家庭支援センターの相談員やスクールソーシャルワーカー<sup>※1</sup>など、支援を担う職員の連携を強化するとともに、子ども家庭支援センターや教育相談室の機能をより効果的に発揮するため、支援機能の集中化に取り組んでいきます。
- 4) ひとり親（母子・父子）家庭が、安定した生活の中で子どもを健やかに育てることができるよう、就労するための技術の取得支援や、経済的な支援等を行います。
- 5) 広く市民に子育てと仕事の調和についての意識啓発を行い、事業者に対しては、「育児休業制度」の整備など、子育てしやすい就労環境づくりを働きかけていきます。また、就労支援の一環として、保育サービスや学童クラブ等の充実を図ります。
- 6) 子どもへの虐待や非行などを防止するため、市民への啓発を進めていきます。また、子ども家庭支援センターなどの相談窓口の充実を図り、育児に不安を抱える家庭を早期に発見し、適切な支援に努めるとともに、虐待と認められるケースについては、関係機関と連携して適切な対応を図っていきます。

### 2 地域における子育て家庭への支援の充実

- 1) 児童館等の身近な施設において、親同士の交流を促進します。
- 2) 市民や、民間の児童福祉関連施設、NPO 法人等の各種団体などの事業者が、互いに連携して子育て家庭を支援し、安心して子育てできるまちづくりを推進します。
- 3) 地域における子育て家庭の見守り体制を充実するため、子ども家庭支援センターを中心に児童相談所や保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を強化します。
- 4) 乳幼児を連れた保護者が外出しやすい環境を整備するため、公共施設を中心に、市内の保育園・幼稚園、商店等の協力を得て、おむつの取替えや授乳ができる「あかちゃん休憩室」を設置していきます。また、利用を促進するために広く市民に周知していきます。

<sup>※1</sup> スクールソーシャルワーカー：教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、問題を抱える児童生徒やその家庭、学校、教職員等への支援や関係機関等とのネットワークの構築等を行う者。



## 主な事業

	事業名	事業内容
1	訪問型子育て支援サービス事業の充実(乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問の充実)	乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供を行います。また、養育が困難な家庭に、育児相談や養育支援ヘルパーの派遣を行います。
2	家庭教育への支援	子育てに関する悩みや不安を軽減し、親の子育て力を向上させるための講座等を充実します。
3	子どもや家庭への相談支援の集中化	乳幼児期から義務教育期にある子どもや家庭、保護者に対する相談支援について、子ども家庭支援センターの相談員と教育相談室の相談員やスクールソーシャルワーカーなどが連携して対応できるよう、子ども家庭支援センターと教育相談室の機能の集中化に取り組んでいきます。
4	ひとり親家庭就業支援事業等の充実	ひとり親家庭が経済的に自立し生活の安定が図れるよう、就業支援や経済的支援等を行います。
5	子ども家庭支援センターの充実	子どもと家庭を支援するための相談を実施します。また、関係機関とのネットワークを構築し、養育困難な家庭の支援や児童虐待への対応を行います。
6	子育てひろば事業の拡充	児童館、保育園等身近な施設における子育て相談や親子参加型講座の充実を図り、親の子育て力の向上や親子の絆を深めます。
7	あかちゃん休憩室事業の実施	公共施設を中心に、市内の保育園・幼稚園、商店等の協力を得て、おむつの取替えや授乳ができる「あかちゃん休憩室」を設置し、保護者が安心して乳幼児を連れて外出できるよう支援します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	市政世論調査における子育て支援施策への満足度	63% (平成22年度)	75%
指標2	乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数	—	300件
指標3	虐待、養育困難家庭の件数	64件 (平成22年度)	50件

基本目標 1 生涯を通じて学び育つまち  
 基本施策 1 子育て支援と保育・幼児教育の充実  
 施策 2 保育・幼児教育

## 基本方針

乳幼児期にある子どもたちが健やかに成長できるよう、保育・幼児教育環境について整備・支援していくとともに、就学期にある子どもの小学校への円滑な就学を支援します。

## 現状と課題

- 共働き家庭の増加や、女性の社会進出などにより、乳幼児期にある子どもを中心に保育園への入園希望が増加しています。また、多様化する保護者の就業形態などに応える保育サービスが求められています。  
 このため、市では、定員の弾力的運用による、待機児童の解消に向けた受入枠の拡大や、また、延長保育、休日保育、病後児保育、一時預かり事業などの特別保育を実施してきました。  
 今後も、将来の保育需要を予測し、民間保育園等の改築への支援や、多様化するニーズに即した保育サービスの実施など、子どもが健やかに成長できる保育環境の整備を図っていく必要があります。
- 国は、子ども・子育て支援の一元的な給付システムと幼保一体化<sup>※1</sup>の構想を示し、その実現に向けた検討を進めています。市でも、幼稚園、保育園の機能接近の流れの中で、「認定こども園」3園の設置支援を行ってきました。  
 今後は、幼稚園、保育園の相互理解を深め、緊密な連携を図ることで、幼保一体化が目指している就学前の子どもたちへの教育の充実と、健やかな成長を促す保育の提供が求められています。
- 小学校就学時に、環境に慣れないなどの課題を抱える児童が増えていることから、市では、幼稚園、保育園と小学校の関係者相互の連携を進めてきました。  
 今後は、それらの取組みを一層充実し、学校教育への接続が円滑に進むよう、子どもの成長過程の連続性を重視した幼児期の保育、教育環境の整備が求められています。

### 羽村市在住児童の保育需要の推移

年度	就学前児童数(人)			入園申込者数(人)			就学前児童数に対する入園申込者数の割合(%)		
	合計	0～2歳	3歳以上	合計	0～2歳	3歳以上	合計	0～2歳	3歳以上
平成20年	3,160	1,520	1,640	1,228	457	771	38.9	30.1	47.0
平成21年	3,131	1,524	1,607	1,235	479	756	39.4	31.4	47.0
平成22年	3,132	1,596	1,536	1,274	539	735	40.7	33.8	47.9
平成23年	3,038	1,540	1,498	1,240	532	708	40.8	34.5	47.3

※各年度4月1日現在

※1 幼保一体化：質の高い学校教育・保育の一体的提供や保育の量的拡大等を目的に、学校教育・保育等の養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する等の国が進める取組み。

### 羽村市在住児童の保育園入園状況の推移

年度	市内認可保育園定員(人)			入園申込者数(人)			入園児童数(人)				待機児童数(人)		
	合計	～2歳	3歳～	合計	～2歳	3歳～	合計	～2歳	3歳～	管外	合計	～2歳	3歳～
平成20年	1,185	417	768	1,228	457	771	1,204	426	738	40	2	2	0
平成21年	1,185	417	768	1,235	479	756	1,191	434	722	35	9	9	0
平成22年	1,185	417	768	1,274	539	735	1,182	444	712	26	31	31	0
平成23年	1,221	439	782	1,240	532	708	1,176	462	690	24	7	7	0

※ 待機児童数とは、保育園に入園できない児童のうち、認可外保育施設・家庭福祉員等を利用している児童及び特定の保育園以外は入園を希望しない児童を除いた数値。

※ 各年度4月1日現在

## 今後の方向性

### 1 保育サービスの充実

- 1) 保育園入園待機児童の多い0歳から2歳までの定員拡大と、子どもたちに良質な保育環境を提供するために、民間認可保育園の園舎整備への支援を計画的に行っていきます。
- 2) 少人数で家庭的な環境の中で保育する家庭福祉員制度や、長時間の保育や利用時間を柔軟に設定できる利便性の高い保育を提供する認証保育所、保育と教育のニーズを満たす認定こども園など、それぞれの特性を活かした保育サービスを提供し、待機児童の解消を図っていきます。
- 3) 社会情勢や雇用環境の変化とともに多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育などの特別保育を充実していきます。
- 4) 市内の保育園等で実施している第三者評価を継続的に実施し、その結果を職員の資質向上や事業者の改善意欲の向上につなげ、保育サービスの質のさらなる向上を図っていきます。

### 2 幼児教育の充実

- 1) 教育内容と良好な成育環境を充実していくために、幼児教育と乳幼児期の保育の一体化について、国の動向を踏まえ、実現するための検討を進めます。

### 3 幼児期から小学校就学期への移行支援

- 1) 小学校就学时に学校生活に適応できない状態、いわゆる「小1プロブレム」などの課題を解消するために、保育園、幼稚園、小学校や家庭と連携し、子どもの発達や学びの連続性を意識した移行支援を図っていきます。
- 2) 発達に課題のある児童などに対して、保育園、幼稚園、小学校や、市の福祉や健康などに関する部署が連携して支援する体制を整備していきます。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	民間保育園施設整備の支援	民間認可保育園の園舎整備に対して、財政的支援を行います。
2	幼保一体化等の推進	幼児教育と乳幼児から就学前までの保育の一体化に関する検討を進めます。
3	幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会の運営	幼稚園、保育園と小学校の円滑な接続のために、連携推進懇談会による現状把握、対応方法の検討を行い、幼稚園、保育園と小学校の交流機会の促進など、つながりを意識した対応に取り組めます。
4	特別支援教育※1連絡協議会の充実	発達に課題を抱えた児童等を早期に発見し、個々の段階にあわせて、保健・福祉・教育等の機関が連携して支援する体制を充実します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	保育園待機児童数	7人 (平成23年4月)	0人
指標2	保育園等第三者評価の受審率	75% (平成23年度)	100%

※1 特別支援教育：障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。(文部科学省HPより)

## 基本方針

児童・生徒一人ひとりの個性と能力を最大限伸ばすとともに、「生きる力」を育み、豊かな人間性と社会性を身につけさせるため、小中一貫教育を中心とした学校教育の充実を図ります。

## 現状と課題

- 1 市では、これまで児童・生徒が確かな学力を身につけ、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、様々な施策に取り組んできました。具体的には授業時数の確保と充実した教育内容の実施のための2学期制導入、特色ある学校づくり交付金の交付、授業改善推進プランの作成、学習サポーターの導入などを行い、一定の成果を上げてきました。今後も基礎的・基本的な学習内容を確実に身につけ、社会の変化に主体的に対応し、課題を解決できる力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など「生きる力」を育んでいくことがさらに求められます。  
このため、平成22年1月に策定した「羽村市小中一貫教育基本計画」をもとに、中学校区ごとの特色にあわせた小中一貫教育の実施や教員の資質向上への取り組みが必要です。
- 2 市では、障害のある児童・生徒の教育的ニーズに対応した教育環境づくりと指導内容の充実を図るため、特別支援教育支援員<sup>※1</sup>の配置や巡回相談、いじめや不登校対策、関係機関等とのネットワークづくりなどに努めてきました。  
今後の特別支援教育については、きめ細かい指導を実施することや施設のあり方についても検討していくことが必要です。  
また、日本語指導が必要な児童・生徒のニーズに対応した学習・学校適応指導体制を充実させていくことが必要となっています。
- 3 学校設備については、教育用コンピュータやデジタルテレビ・学校図書館総合管理システム等の導入により、情報教育の推進や読書環境の整備を図ってきました。教育用コンピュータの更新や学校図書館総合管理システムの拡大など、今後も学習ニーズに対応した教育環境の整備が必要となっています。  
学習環境の向上のためには、施設等の整備だけでなく、学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、学校教育の充実を図ることが求められています。

<sup>※1</sup> 特別支援教育支援員：通常学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童の学力向上を図り、学校生活の支援をするために、各小学校へ配置している職員。

## 今後の方向性

---

### 1 小中一貫教育を柱とした教育の充実

- 1) 各中学校区の特色を生かした小中一貫教育実施計画に基づき、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性や社会性を育てます。また、その取組みを通し、学力の向上、体力の向上、中学校1年生の不安の解消、いじめや不登校の減少を図っていきます。
- 2) 学んだことを実践できる力を持ち、進んで地域に貢献していこうとする人材を育てるために、羽村市の小中一貫教育の特色である「英語教育」、「羽村学（郷土学習）」、「人間学（キャリア教育）」を実施します。また、保護者に対しては「親学（家庭教育講座）」を実施します。
- 3) 各校の充実した教育活動の展開を支援するために、特色ある学校づくり交付金を交付します。
- 4) 教員の資質向上を図る研修等を充実し、指導力の向上と教育内容の充実に努めることで、授業改善をさらに進め、学力の向上を目指します。

### 2 多様なニーズに対応した教育の推進

- 1) 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個性や能力を最大限伸ばす適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育を、小中一貫教育の中で推進していきます。
- 2) 市内全体のバランスを考えた特別支援学級<sup>※1</sup>等の設置を検討し、適切な指導と必要な支援が受けられる特別支援教育環境を整備していきます。
- 3) 様々な課題を抱えた児童・生徒の成長を支援するために、教育相談体制と関係機関との連携をさらに充実させます。
- 4) 日本語指導が必要な児童・生徒への学校適応指導など、特別なニーズに対応した教育を推進します。

### 3 教育環境の整備

- 1) 児童・生徒の良好な教育環境を維持するため、情報教育機器の更新や学校図書館総合管理システムの拡大等を計画的に実施していきます。
- 2) 学校運営の充実を図るために、家庭・地域と連携・協力した学校を支援する仕組みをつくります。

---

※1 特別支援学級：特別の支援を必要とする児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うための学級。（学校教育法第81条）

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	小中一貫教育推進事業	小中一貫教育を推進する学校への支援策として、地域の力を導入するための学習コーディネーター、英語コーディネーターの配置、小1副担任制など様々な取り組みを行います。
2	特色ある学校づくりの推進	特色ある学校づくりを展開するために、各小中学校へ交付金を交付します。
3	学習サポーターの配置の充実	小学校で児童の学校生活習慣の指導及び学習指導等の支援を充実させるため、必要に応じた配置を行います。
4	特別支援教育支援員の配置の充実	通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童への支援を充実させるため、必要に応じた措置を行います。
5	スクールソーシャルワーカーの充実	虐待や経済的な困窮など深刻な問題を抱える子どもやその家庭に対する支援体制を強化します。
6	教育相談員による巡回相談の充実	よりきめ細かい相談体制となるよう、小学校への巡回相談の回数を増やします。
7	中学校不登校等対応指導員の配置	中学校で集団になじめない生徒や不登校生徒への支援を行うため、不登校対応指導員を配置します。
8	教育用コンピュータの更新	教育用コンピュータの更新を計画的に行います。
9	学校図書館総合管理システムの拡大	学校図書館の蔵書管理の電子化を推進します。
10	学校支援地域本部(仮称)の設置	中学校区ごとに学校を支援する組織をつくり、学校・家庭・地域との連携を推進します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標
指標1	学校アンケートの「小中一貫教育に関する項目」に対する肯定的評価の割合 <sup>※1</sup>	—	80%
指標2	中学校における不登校生徒出現率	3.39% (平成21年度)	2%
指標3	中学校区ごとの学校支援地域本部(仮称)の設置数	0校区 (平成22年度)	3校区

※1 学校アンケートの「小中一貫教育に関する項目」に対する肯定的評価の割合：毎年保護者対象に実施している学校アンケートの小中一貫教育に関する調査項目の4段階評価の4（よくあてはまる）の割合

## 基本方針

子どもや若者が、社会の一員として、自立した自己を確立し、心豊かで健やかに成長するよう、支援を実施していきます。

## 現状と課題

- 1 行動範囲の広域化や、携帯電話、インターネット等のメディアの発達など、社会環境は大きく変化しています。その結果、情報や物が簡単に手に入る反面、有害な情報等も氾濫しており、それらが子どもや若者に及ぼす影響を考えると、見過ごすことのできない状況になっています。  
また、コンピュータゲームなどの遊びが浸透し、屋外での活動や地域での生活体験の機会が減少し、コミュニケーション形態も、直接的なものからメールなどの間接的なものに変化するなど、人間関係も希薄化しており、それにより子どもや若者の社会性が失われつつあります。  
このため、市では、青少年健全育成事業や、子ども体験事業を通じて、子どもが健やかに成長できるよう支援してきました。  
今後も、子どもや若者が社会の一員としての自覚と責任を持ち、地域の人との関わりの中で自己を確立し成長していけるよう、家庭、学校、地域、企業、行政が互いに連携して、青少年健全育成事業や体験事業などを通じて、地域や社会に出て行く機会を増やしていくことが必要です。
- 2 共働き家庭の増加や、家族の就労形態の多様化などにより、日中、家庭で過ごすことが難しい子どもが増加しています。  
このため、学童クラブや児童館といった児童関連施設において、子どもの放課後の見守りを実施していくことが重要となっています。  
また、地域においても、子どもたちの成長や安全を見守っていく体制の整備が必要です。



## 今後の方向性

---

### 1 子どもや若者への支援

- 1) 市で実施する体験活動を充実し、子どもが地域の中で豊かな人間性を身に付け、社会性を向上させるための支援を実施していきます。
- 2) 子どもたちの地域における生活環境について情報交換や検討を行う「青少年問題協議会<sup>※1</sup>」を開催し、子どもたちの置かれている状況を把握するとともに、その対策について検討していきます。
- 3) 地域の教育力の向上を図るため、子どもの育成活動を中心に、地域で活動している「青少年対策地区委員会<sup>※2</sup>」等の団体を支援していきます。
- 4) 子どもたちが有害な情報に惑わされないように、「青少年育成委員会<sup>※3</sup>」を中心に、地域の事業者や市民の協力を得て、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めます。
- 5) 子どもや若者が、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自己を確立していくために、家庭、学校、地域、企業、行政が互いに連携していく体制を整備していきます。
- 6) 経済状況の悪化などによる就業できない若者の増加に対応するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、若者の就労を支援し、社会参加につなげていきます。

### 2 子どもの放課後対策

- 1) 学童クラブや児童館、また、放課後子ども教室の実施などにより、放課後、子どもたちが活動できる場所の拡充に努めていきます。
- 2) 児童館事業について、子どもの視点に立ち、感動や驚きを覚えるといった体験活動等を中心にした、より充実した事業を実施していきます。
- 3) 地域で活動する各種団体との連携を強化し、地域での子どもの成長や安全を見守る体制を充実していきます。

---

※1 青少年問題協議会：地方青少年問題協議会法及び羽村市青少年問題協議会条例により設置され、青少年の健全育成に関する総合的な施策について調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整・連携を図る組織。

※2 青少年対策地区委員会：7つの小学校地区内にそれぞれ設置され、関係行政機関や各種関係団体と協力し、体験事業の運営を通して青少年の健全育成を推進する組織。

※3 青少年育成委員会：青少年問題協議会の下部組織として、羽村市青少年育成委員会要綱に基づき、青少年非行防止、地域環境の浄化、関係行政機関等との連絡協議などを行う組織。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	健全育成・子ども体験等の事業の実施	青少年健全育成の日を中心に、地域をフィールドとした稲作体験や、他地域との交流事業などを通じて、青少年が豊かな人間性と社会性を身につけるための支援を行います。
2	青少年問題協議会の開催	子どもたちの置かれている現状を把握し、子どもたちが健やかに成長できる環境整備について検討していきます。
3	地域活動団体への支援	青少年対策地区委員会など地域の青少年育成団体への支援を通じて、地域における青少年の育成を図っていきます。
4	子ども・若者支援地域協議会の設置	若者のニートや引きこもりという現実的な課題に対応するために、関係団体間で連携し、支援していくためのプログラム等を検討するための組織を設置します。
5	放課後子ども教室の推進	小学校に通学する児童の放課後の活動場所の一つとして、各小学校地区において学校施設等を利用し、見守りや自主的な活動を支援する放課後子ども教室を推進します。
6	学童クラブ事業の充実及び運営方法の検討	学童クラブ事業について、民間が設置する学童クラブへの支援を検討していきます。また、公立学童クラブについても、経営形態や運営方法について検討し、待機児童のない充実した学童クラブ事業を展開していきます。
7	児童館事業の充実	子どもの活動を支える中心的施設である児童館で実施する各種事業について、実施事業の企画段階から子どもの視点にたち、より充実したものとしていきます。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	青少年健全育成事業等への参加者数	5,545人 (平成22年度)	6,000人
指標2	放課後子ども教室の実施校数	1校 (平成23年度)	7校
指標3	学童クラブ待機児童数	3人 (平成23年4月)	0人

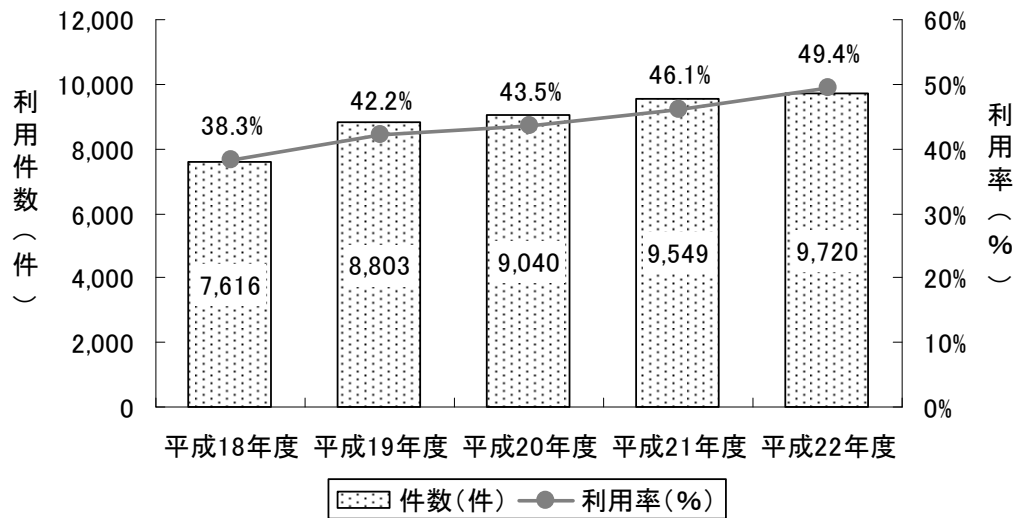
## 基本方針

だれもが生涯を通じて、心身ともに健康で充実した心豊かな生活を送ることができるよう、あらゆる機会に、あらゆる場所において、個人の要望と社会の要請に対応した学習活動と、その成果を適切に活かすことのできる環境を整備します。

## 現状と課題

- 1 市では、生涯学習センターゆとろぎや図書館などの生涯学習関連施設を中心に、市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、学習・文化・歴史・スポーツ・レクリエーション活動ができるよう必要な環境の整備を図ってきました。市民の多様な学習ニーズを踏まえ、これらに適切に対応するために必要な学習の機会の提供、情報の提供等を行うことにより、生涯学習の推進を図ってきました。  
今後は、個人の要望や社会の要請に対応した学習・文化・歴史・スポーツ・レクリエーション活動の支援や、様々な市民活動団体や NPO 法人、大学・企業などとの連携による学習機会の提供などを行っていく必要があります。  
生涯学習関連施設については、外部の視点を入れた運営状況に関する評価を導入し、効果的な運営のあり方について、検討していく必要があります。
- 2 市民の学習の成果が、学校・生涯学習関連施設・地域において活かされるよう支援していくことが求められています。  
市では、これまで、学校や図書館などでボランティア活動などの機会を通じて学習の成果を活かす場を提供してきました。  
今後は、市民の学習の成果が、学校、地域などにおいて行う活動として活かされ、各個人の学習活動と地域活動との循環につながるような仕組みづくりを進めていく必要があります。

### 生涯学習センターゆとろぎの利用件数・利用率推移



※利用件数は、午前・午後・夜間をそれぞれ1件と数えた。

※利用率=利用件数÷(利用可能室数×開館日数×3(午前・午後・夜間の3区分))

## 今後の方向性

### 1 学習活動の活性化

- 1) 市民の楽しみや生きがいにつながる自主的な学習・文化活動を支援し、多様な学習ニーズや社会の要請に対応した講座や講習を実施するほか、e-ラーニング等による学習機会の拡大を図ります。
- 2) 子どものころから読書習慣が身に着くよう、読み聞かせや保護者向けの読書講座を充実していきます。
- 3) 郷土の歴史や文化等の理解を促進するため、文化財の保護や資料の収集・保管を行い、分かりやすく伝えるなど、市民の学習活動を支援していきます。
- 4) スポーツを通して健康づくりに取り組めるよう、保健事業とも連携した、スポーツ・レクリエーションのイベントや教室などを実施します。
- 5) 平成25年に開催する国民体育大会を成功させるとともに、市民のスポーツ振興の気運をさらに高め、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康で豊かな生活につながるよう関係機関等と連携して支援していきます。
- 6) NPO 法人、企業、大学など、多様な主体との連携・協力体制を強化し、市民に質の高い学習の機会を提供していきます。
- 7) ホームページや情報紙等を活用し、積極的に分かりやすい生涯学習情報の提供を行います。
- 8) 生涯学習関連施設について、外部の視点を入れた運営状況に関する評価を導入し、効果的な運営を行います。

## 2 学習成果の積極的な活用

- 1) 社会教育関係団体、ボランティア団体などの市民活動団体が、学習や活動の成果を自主的・自発的に市民や地域のために活用していただけるよう、支援していきます。
- 2) 人材の養成や育成などの学習機会の充実を図り、その成果を地域社会に活かし、還元できる仕組みを構築するなど、循環型の生涯学習を進めます。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	生涯学習センターゆとろぎ市民協働事業の推進	市民組織と協働して、市民ニーズに沿った生涯学習センターゆとろぎの事業を展開します。また、市民協働事業をさらに発展させた運営手法について検討していきます。
2	子どもの読書活動の推進	すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備を推進します。
3	羽村市の近現代史の資料収集等の推進	市の貴重な歴史と文化を次世代に伝えるため、市史編さんに向け、近現代史の資料収集等を推進します。
4	登録郷土研究員の育成	市民との協働による郷土研究を進めるため、地域の人材を研究員として育成します。
5	スポーツを通じた健康づくりの推進	スポーツと保健事業とが連携した健康づくりフォーラムなどのイベントや教室等を開催します。
6	国民体育大会の開催とスポーツの推進	国体の市民総参加に向けた取組みと国体に関連した事業を実施し、あわせて、市民のスポーツを推進します。
7	大学との連携による講座の充実	近隣の大学と連携・協力し、専門性の高い学習機会を提供します。
8	企業等との連携による音楽鑑賞事業の実施	企業や財団等と連携・協力し、質の高い音楽鑑賞事業を実施します。
9	生涯学習関連施設における運営状況に関する評価の実施	外部の視点から運営状況に関する評価を行い、より効果的な運営を行います。
10	社会教育関係団体の活動の充実に向けた支援	他団体との協働の機会、市の事業などへの成果発表の場を提供するなど、学習や活動の成果を社会で活かせるよう支援します。
11	地域活動・市民活動に伴うコーディネート機能の充実	学習や活動で得られた専門知識・技能・豊富な経験などを地域社会で活かせるよう、成果の提供と利用をコーディネートする機能を充実します。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	生涯学習センターゆとろぎの利用率	49.4% (平成22年度)	55.0%
指標2	図書館の貸出件数	402,810件 (平成22年度)	445,075件
指標3	郷土博物館への入館者数	34,098人 (平成22年度)	38,000人
指標4	スポーツ人口(週1回実施)の割合	40.0% (平成21年度)	50.0%
指標5	社会教育関係団体のうち社会貢献活動を行う団体の割合	—	8割以上